

入 札 説 明 書

(電子入札案件・最低価格落札方式)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札等の提出場所等
- 5 その他

別紙様式	入札書様式（紙入札の場合）
別紙様式	紙入札参加願様式（紙入札の場合）
別紙様式	確認書（様式）（電子入札の場合）
別紙様式	情報保全に係る履行体制に関する資料
別冊	契約書（案）

第五管区海上保安本部

入 札 説 明 書

第五管区海上保安本部の特定調達契約に係る入札公告に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、及びその他の法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 鯨本 浩司

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 28

2 調達内容

（１）品目分類番号 77

（２）契約件名及び数量

①16V595TE90 型陸揚機整備 5 式（船技）

②16V396TB94 型陸揚機整備 2 式（船技）

（３）調達案件の仕様書等 詳細は、仕様書による。

（４）履行（納入）期限 ①令和 8 年 3 月 31 日

②令和 7 年 8 月 29 日

（５）履行（納入）場所 仕様書のとおり

（６）仕様説明会の日時等 仕様説明会は、実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等及び情報保全に係る履行体制に関する問い合わせ先

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

第五管区海上保安本部船舶技術部管理課

TEL 078-391-6551 （内線 2315）

（７）入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、別紙様式「紙入札方式参加願」を提出するものとする。

原則として、入札執行回数は 2 回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

落札の決定は、**最低価格落札方式**をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

入札者は、仕様書、契約書案等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕

様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(8) 入札保証金 免除

(9) 契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年度国土交通省参加資格(全省庁統一資格)において、「**役務の提供等**」の **A 又は B 等級に格付けされ、近畿又は四国地域**の競争参加資格を有する者であること。

また、令和 7・8・9 年度の前記資格の申し込みをする旨を記載した書面を提出するものとし(書式は問わない。)、資格決定の際は、速やかに資格審査結果通知書の写を提出すること。

(4) 「**海上保安庁の高速機関整備に関する技術審査基準**」に合格した者であること。

(5) 当該部局において指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ＩＣカード)を取得していること。

(7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 競争参加資格の申請の時期及び場所「**競争参加者の資格に関する公示**」(令和 6 年 3 月 29 日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

4 入札書の提出場所等

(1) 証明書等受領期限(競争参加のために必要な証明書等)

令和 7 年 2 月 13 日 12 時 00 分

提出書類

(ア) 電子調達システムにより入札に参加する者

「確認書」、国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)における「資格審査結果通知書」(写)を、電子調達システムにより提出すること。

(イ) 電子調達システムにより難い者

「紙入札方式参加願」、国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)における「資格審査結果通知書」(写)を、**下記(3)②**に提出すること(郵送する場合は受領期限までに必着のこと。)

各種様式について

提出書類様式は、第五管区海上保安本部ホームページに掲載しているので、ダウンロード又は、**下記(3)②**の場所での交付とする。

なお、仕様書にあつては、「情報保全に係る履行体制に関する資料」を上記 2(6)に提出し、**第五管区海上保安本部船舶技術部管理課**(以下、「担当原課」という。)の同意を得た後、交付を受けるものとする。

(2) **証明書等審査結果の通知**

4（１）により提出された証明書等の審査結果を、令和7年2月24日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

（３）調達ポータルサイトのURL及び問い合わせ先等

① 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

調達ポータルサイトのURL <http://www.p-portal.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）受付時間 平日9時00分～17時30分

② 契約条項を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

TEL 078-391-6555 内線 2223～2225

（４）入札書の受領期限

令和7年3月6日 17時00分

（郵送する場合は受領期限までに必着のこと。）

（５）入札書の提出方法

- ① 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムにより難しい者で発注者に紙入札参加願を提出し、紙による入札を行う者は、別紙の様式1にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「開札日 開札[契約件名]の入札書在中」と朱書しなければならない。この場合、入札書に記入する日は受領期限までの作成日となるので、誤って開札日等を記入しないこと。

また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。

- ② 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「開札日 開札[契約件名]の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4（３）②宛に入札書の受領期限日必着にて送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（６）入札書の無効

- ① 入札公告等にした競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札書に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号に該当する入札は無効とする。

（ア）委任状が提出されていない代理人のした入札。

（イ）記載漏れ、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

（ウ）押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる）を欠く入札。

（エ）金額を訂正した入札。

（オ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札。

（カ）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札。

- ② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時まで

終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

- ③ 競争参加資格のある者であっても、入札時点において**第五管区海上保安本部長**から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。

(7) 入札の延長等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは、入札の執行を延期し、又これを取り止めることがある。

(8) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

①**令和7年3月7日 11時00分**

②**令和7年3月7日 13時00分**

場所は、第五管区海上保安本部 経理補給部 9階入札室

(10) 開札

- ① 開札は、電子調達システムにより行い、紙による入札者又はその代理人は立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 電子調達システムの障害によって電子入札に参加できない旨の申請があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- ・天災
 - ・広域、地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
- （ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）
- ⑥ 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- ⑧ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

原則として当該入札の執行において、執行回数は2回を限度とする。

再度入札の時間については、原則として開札手続きを行った30分後に行うので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。

なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行い、この間、紙入札業者は入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

証明書等を電子調達システムにて提出する場合、使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の何れかによるものとするが、可能な限りPDFファイルで提出すること(圧縮ファイルの添付は厳禁)。

・使用アプリケーション		・ファイル形式
「一太郎」	⇒	「Ver. 10 形式以上」
「Microsoft Word」	⇒	「Word2000 形式以上」
「Microsoft Excel」	⇒	「Excel2000 形式以上」
・その他のアプリケーション		
「PDF ファイル」	⇒	「Acrobat5 以上で作成の画像ファイル (Acrobat 形式及び GIF 形式)」

ただし、証明書等の容量が1MBを超えない場合に限る。1MBを超える場合は原則として郵送また民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)により提出すること。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。
- ② 本入札説明書4(5)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会

計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ③ 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ④ 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。
- ⑤ 本調達は、令和7年度予算の成立を条件とする。

（5）落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

① 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

② 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

③ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

（6）情報保全に係る履行体制の確認

- ① 5その他（4）に規定する契約の相手方となろうとする者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当原課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する資料」（別紙様式）を提出し、同意を得るものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。

（受注後、確保すべき履行体制）

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ・ 担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、当本部との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。

④本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、[第五管区海上保安本部](#)が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

(7) 契約書の作成 要

- ① 契約の相手方を決定した時は遅滞なく契約書を交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記イの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(8) 支払条件 完了払い。

ただし、対象船陸揚主機関等ごとに検査職員が検査合格（図書及び海上運転を含む。）と認めた後、①については、中間期間2回の支払ができるものとする。

(9) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

(11) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。